

議案第41号

ふるさと西海応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について

ふるさと西海応援寄附金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月16日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

ふるさと西海応援寄附金条例の一部を改正する条例

ふるさと西海応援寄附金条例（平成20年西海市条例第48号）を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 生涯にわたり活躍できるひとづくり事業
- (2) さいかいで活躍できるしごとづくり事業
- (3) その他西海市の発展に寄与すると認められる事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のふるさと西海応援寄附金条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に寄附を受けた寄附金について適用し、同日前に寄附を受けた寄附金に係るふるさと西海応援寄附金条例第2条の適用については、なお従前の例による。

新旧対照表

ふるさと西海応援寄附金条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>ふるさと西海応援寄附金条例</p> <p>平成20年9月30日 西海市条例第48号</p> <p>第1条 (略) (寄附金の使途)</p> <p>第2条 この条例に基づき寄附された寄附金の使途については、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) <u>生涯にわたり活躍できるひとづくり事業</u></p> <p>(2) <u>さいかいで活躍できるしごとづくり事業</u></p> <p>(3) <u>その他西海市の発展に寄与すると認められる事業</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>ふるさと西海応援寄附金条例</p> <p>平成20年9月30日 西海市条例第48号</p> <p>第1条 (略) (寄附金の使途)</p> <p>第2条 この条例に基づき寄附された寄附金の使途については、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) <u>脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進する事業</u></p> <p>(2) <u>自然景観の保全及び緑化を推進し、美しいふるさとを守る事業</u></p> <p>(3) <u>観光施設の美観及び価値を維持し、ふるさとの観光地をアピールする事業</u></p> <p>(4) <u>伝統芸能、地域文化及び食文化の伝承及び育成を支援する事業</u></p> <p>(5) <u>少子化対策、子育て支援及び児童教育環境の整備に関する事業</u></p> <p>(6) <u>高齢者の生きがいや福祉の増進に関する事業</u></p> <p>(7) <u>旧長崎オランダ村施設の再生に関する事業</u></p> <p>(8) <u>江島、平島及び松島の暮らしの支援に資する事業</u></p> <p>(9) <u>その他西海市の発展に寄与すると認められる事業</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のふるさと西海応援寄附金条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に寄附を受けた寄附金について適用し、同日前に寄附を受けた寄附金に係るふるさと西海応援寄附金条例第2条の適用については、なお従前の例による。